

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 定款

制定認可 昭和 51 年 10 月 30 日
平成 28 年 12 月 21 日 (全部改正)
平成 30 年 11 月 28 日 (一部改正)
令和 2 年 3 月 25 日 (一部改正)
令和 2 年 6 月 19 日 (一部改正)
令和 6 年 3 月 26 日 (一部改正)
令和 6 年 6 月 26 日 (一部改正)
令和 7 年 6 月 26 日 (一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人は、利用者の人権を尊重し個人の尊厳に配慮し、高齢者においては自立した日常生活を営むことができるように、子どもにおいては心身ともに健やかに育成されるように多様な福祉サービスを提供し、利用者及びその家族等を支援することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この社会福祉法人は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）と称する。

(所在地)

第 3 条 法人の事務所を北海道室蘭市幸町 6 番 23 号に置く。

(社会福祉事業)

第 4 条 法人は、第 1 条の目的を達成するために、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 2 条に掲げる事業のうち、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ア 特別養護老人ホームの経営
 - イ 養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 老人居宅介護等事業
 - イ 老人デイサービス事業
 - ウ 老人短期入所事業
 - エ 保育所の経営
 - オ 地域子育て支援拠点事業
 - カ 一時預かり事業
 - キ 病児保育事業

ク 福祉サービス利用援助事業

2 前項及び次条に規定する施設名等は、定款施行規則（以下「規則」という。）で定める。

（公益事業）

第5条 法人は、前条第1項に規定する事業のほか、法第26条の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業のうち、次に掲げる公益事業を行うものとする。

- (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業
 - (3) 地域包括支援センター事業
 - (4) 介護予防支援事業
- 2 前項に掲げる事業のほか、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設機能を活用して行う事業について、理事会の承認を得て実施することができる。
- 3 前2項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（経営の原則）

- 第6条 法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供しよう努めるものとする。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第7条 法人に、評議員10名以上12名以内を置く。

（評議員選任委員会の設置等）

- 第8条 法人に、評議員選任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任を行う。
- 2 委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名の委員で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦又は解任の提案は、理事会が行う。この場合において、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
 - 4 委員会の議決は、委員全員が出席し、その過半数をもって決する。
 - 5 前各号のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(評議員の任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 第 7 条の規定による評議員の定数が欠けた場合は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 前項の場合において、新たに選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に規定する費用弁償の額は、理事会において別に定める。

第 3 章 評議員会

(構成及び権限)

第 11 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 役員及び評議員の報酬等支給基準
 - (4) 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書及び財産目録
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画（法第 55 条の 2 に規定する計画をいう。）
 - (9) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議決方法等)

第 13 条 評議員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる議決は、議決について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の3分の2以上の数をもって行う。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令及びこの定款で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を議決するに際しては、候補者毎に第1項に規定する議決を行わなければならない。この場合において、役員候補者の合計数が第15条に規定する定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事長、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長を除く理事のうち1名を常務理事とすることができる。
- 4 常務理事は、法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

- 第16条 役員は、評議員会の議決により選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

（役員の任期）

- 第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 役員は、第15条の規定による定数に満たないときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 3 前項の場合において、新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事又は職員に対して事業の報告を求め、法人の業務、財産の状況等の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 役員に対して、評議員会において別に定めるところにより、報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に規定する費用弁償の額は、理事会において別に定める。

(職員)

第 22 条 法人に、必要な職員を置く。

- 2 法人が経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の同意を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成及び権限)

第 23 条 理事会は、全ての役員をもって構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、日常の業務として細則で定めるところにより、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 3 災害等やむを得ない事情により理事会を開催できないときは、理事長は、法人経営に支障が生じないように理事会で議決すべき事項を専決処分することができる。この場合において、直近の理事会において報告し、承認を得るものとする。

(開催及び招集)

第 24 条 理事会は、必要の都度開催する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議決方法)

第 25 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 27 条 法人の資産は、基本財産、公益事業用財産及びその他財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、別表のとおりとする。
- 3 公益事業用財産は、第 5 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 4 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 28 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を得て、室蘭市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、室蘭市長の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法に基づく法人。以下「機構」という。）に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 機構と協調融資（機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 29 条 法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。

（事業計画及び収支予算）

第 30 条 法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始前までに、理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算の承認等）

第 31 条 法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
 - (5) 前 2 号の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を法人の事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 役員及び評議員の報酬等支給基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 32 条 法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第33条 法人の会計処理に関しては、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(臨機の措置)

第34条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第35条 法人は、法第46条第1項第1号及び第3項から第6号までの解散事由より解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の議決を得て、社会福祉法人、社会福祉事業を行う学校法人又は公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更等)

第37条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を得て、室蘭市長の認可(法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を室蘭市長に届けなければならない。

第9章 公告の方法等

(公告の方法)

第38条 法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(委任)

第39条 この定款の施行についての規則は、理事会において別に定める。

附 則

法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	森川明
理事	斉藤豊
〃	石井茂子
〃	今井武男
〃	常川武雄
〃	長浜ヒデ
〃	大久保洋平
〃	成田武智雄
〃	村上道弘
監事	宮下三吉
〃	川合義一

附 則（全部改正）

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 8 月 19 日から施行する。

別表（第 27 条第 2 項関係 基本財産）

基本財産は、次に掲げる財産とする。

- (1) 北海道室蘭市白鳥台 4 丁目 8 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホーム白鳥ハイツ 1 棟
(1 階 1,535.73 平方メートル、2 階 1,278.28 平方メートル)
- (2) 北海道室蘭市白鳥台 4 丁目 8 番 3 所在の特別養護老人ホーム白鳥ハイツ敷地
(8,571.41 平方メートル)
- (3) 北海道室蘭市白鳥台 4 丁目 8 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
デイサービスセンター白鳥ハイツ 1 棟 (543.50 平方メートル)
- (4) 北海道室蘭市祝津町 3 丁目 16 番地 19、5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホームエンルムハイツ 1 棟
(1 階 3,401.51 平方メートル、2 階 2,266.98 平方メートル)
- (5) 北海道室蘭市祝津町 3 丁目 16 番地 21 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
養護老人ホームあいらん 1 棟 (3,631.86 平方メートル)
- (6) 北海道室蘭市祝津町 3 丁目 16 番地 21 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
養護老人ホームあいらん 車庫 1 棟 (288.00 平方メートル)
- (7) 北海道室蘭市白鳥台 2 丁目 8 番地 3 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼
板葺平家建 白鳥保育所 園舎 1 棟 (533.35 平方メートル)
- (8) 北海道室蘭市寿町 1 丁目 9 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
東町保育所 園舎 1 棟 (1 階 608.91 平方メートル、2 階 518.38 平方メートル)
- (9) 北海道室蘭市栄町 2 丁目 52 番地 15、16 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼
板葺平家建 常盤保育所 園舎 1 棟 (1,062.55 平方メートル)
- (10) 北海道室蘭市みゆき町 2 丁目 255 番地 13 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 双
葉保育所 園舎 1 棟 (998.48 平方メートル)
- (11) 北海道室蘭市宮の森町 3 丁目 1 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 楽山保
育園 園舎 1 棟 (989.57 平方メートル)